公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による市原都市計画事業岩崎土地区画整理事業に係る下記の者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告します。

平成25年9月20日

市原都市計画事業岩崎土地区画整理事業
施行者　市原市
代表者　市原市長　佐久間隆義

記

1．書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

(1)　氏名　松田　金吾
　　住所　千葉県市原市岩崎60番地
(2)　氏名　松田金之丞
　　住所　不明
(3)　氏名　高沢　友吉
　　住所　千葉県市原郡五井町岩崎382番地
(4)　氏名　霜崎崎太郎
　　住所　千葉県千葉市新田町61番地
(5)　氏名　森　三朗
　　住所　千葉県君津郡君津町人見1345番地
(6)　氏名　渡邊　三男
　　住所　千葉県木更津市木更津1938番地

2．通知の内容

土地区画整理法第103条第1項の規定により、市原都市計画事業岩崎土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分をします。

なお、換地明細書・各筆各権利別清算金明細書・位置図・換地図の原本につきましては、千葉県市原市五井中央西2丁目3番地13にある、五井区画整理事務所に備え置き、その写しを本土地区画整理事業26街区にある岩崎町会掲示板に掲示してあります。

教示

(1)　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(2)　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市原市を被告として（訴訟において市原市を代表する者は市原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十五年八月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十日

札幌市中央区宮の森四条一丁目三番三五号
拓信貿易株式会社
代表清算人　中居　司

解散公告

当社は、平成二十五年八月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十日

札幌市中央区宮の森四条一丁目三番三五号
株式会社アップル・エステート
代表清算人　中居　司

解散公告

当社は、平成二十五年八月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十日

札幌市中央区宮の森四条一丁目三番三五号
未来都市開発株式会社
代表清算人　中居　司

解散公告

当社は、平成二十五年八月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十日

仙台市青葉区中山六丁目八番五号
有限会社山形不動産
代表清算人　山形　正

解散公告

当社は、平成二十五年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十日

茨城県常陸大宮市田子内町三一九九番地九
有限会社湊屋
清算人　金田　清一

解散公告

当社は、平成二十五年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十日

群馬県高崎市綿貫町一五六二番地
藤倉電気工事有限会社
清算人　藤倉　正夫

解散公告

当社は、平成二十五年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番一号
株式会社パノラマグループ
代表清算人　木村　裕之

解散公告

当社は、平成二十五年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十日

千葉県松戸市五香一丁目一〇番地の一七
合同会社魔法の杖
清算人　黒澤　政子

解散公告

当社は、平成二十五年八月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十日

東京都新宿区天神町六六番地イザワビル神楽坂一Ｆ
オフトレイル株式会社
清算人　渋井　正則

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十日

東京都中央区日本橋二丁目六番五号
合同会社ジェイ・シー・ビー
清算人　門野　浩基

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十日

東京都中央区日本橋二丁目六番五号
合同会社ジェイ・シー・エム
清算人　神永　信吾